



西原町価格高騰対応重点支援給付金 (こども加算) (5万円/1人) のご案内

- 西原町価格高騰対応重点支援給付金 (こども加算) (対象児童一人あたり5万円) は、令和5年度住民税が非課税世帯で、さらに子育て世帯に対して支援する給付金です。

給付金の支給額

対象児童 1 人あたり **5万円**

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯

西原町価格高騰対応重点支援給付金 (7万円) の支給対象者で、令和5年12月1日時点で平成17年4月2日以降生まれの児童と同居している世帯
 ※令和5年12月2日以降に出生した児童分は申請が必要となる場合があります。
 ※別居している児童を扶養している場合は、申請が必要となります。

西原町価格高騰対応重点支援給付金 (7万円) を受給した世帯で、令和5年12月1日時点から世帯状況に変更が無い世帯

西原町価格高騰対応重点支援給付金 (7万円) を受給した世帯で、令和5年12月1日時点から世帯状況に変更がある世帯

令和5年12月2日以降に出生した児童がいる世帯及び別居している児童を扶養している世帯

西原町から「支給通知書」が届きます

※手続きは必要ありません。

詳しくは裏面「I」へ

申請が必要です

西原町から「支給要件確認書」が届きます

※届いたら、お早めに返送(申請)してください。

申請期限：
令和6年5月31日 (金)

詳しくは裏面「II」へ

申請が必要です

「申請書」をHPからダウンロード又は裏面の問い合わせ先に連絡の上、申請してください。

申請期限：
令和6年8月30日 (金)

詳しくは裏面「III」へ

給付金の支給手続き

I 西原町価格高騰対応重点支援給付金（7万円）を受給した世帯で、令和5年12月1日時点から世帯状況に変更が無い世帯

- **申請は不要**です。支給通知書に記載のある振込口座と振込日のご確認をお願いします。（口座の変更及び辞退をする場合は、通知書に記載されている期限までにご連絡をおねがいします）

II 西原町価格高騰対応重点支援給付金（7万円）を受給した世帯で、令和5年12月1日時点から世帯状況に変更がある世帯

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 確認書の表面の記入をお願いします。口座の記載が無い方や口座の変更を希望する方は、確認書の裏面の記入及び書類添付をお願いします。
- 中身を確認して、西原町に**返信してください**。

III 令和5年12月2日以降に出生した児童がいる世帯及び別居している児童を扶養している世帯

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 12月2日以降に出生した児童及び別居している児童は送付した申請書及び確認書に記載されていない場合がありますので、その際は申請書をHPでダウンロードするか、下記問い合わせ先まで連絡の上、申請をお願いします。

西原町HP



申請書等を受理し決定後、3～4週間程度で口座へ振込みます。

※ただし、書類不備があった場合など、追加提出や確認に時間を要する場合、支給時期が遅くなる場合があります。



住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

西原町価格高騰対応重点支援給付事業プロジェクトチーム



098-970-8433

受付時間 平日 9:00～11:30・13:30～16:30